
光コラボレーションモデルの 提供条件等について

平成26年10月16日

東日本電信電話株式会社

目次

はじめに

1. 「光コラボレーションモデル」とは
2. 光コラボレーションモデルの対象サービス等
3. サービス提供プレイヤー様との業務分担
4. フレッツ光からサービス提供プレイヤー様の光サービスへの移行について
(参考)光コラボレーションモデルにおける契約形態
5. 卸料金等の設定に係る基本的な考え方
6. サービス提供プレイヤー様にご留意いただきたい事項
7. サービス提供プレイヤー様からNTT東日本等への業務委託
8. サービス提供開始までの手続きの流れ

本件に関するお問い合わせ先

はじめに

平素より、NTT東日本の電気通信サービスのご利用ならびにご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、日本電信電話株式会社より発表させていただいた「光コラボレーションモデル」について、多種多様な業種・業態のプレイヤー様にご関心をお寄せいただき、これまで300社を超えるプレイヤー様からお問い合わせをいただいております。

多種多様な業種・業態のプレイヤー様との新たな価値創造により、ICT市場全体が活性化することを通じて、日本の社会的課題の解決や産業競争力強化に貢献することを目的として実施する「光コラボレーションモデル」に関する現在検討中の提供条件等について提示させていただきます。

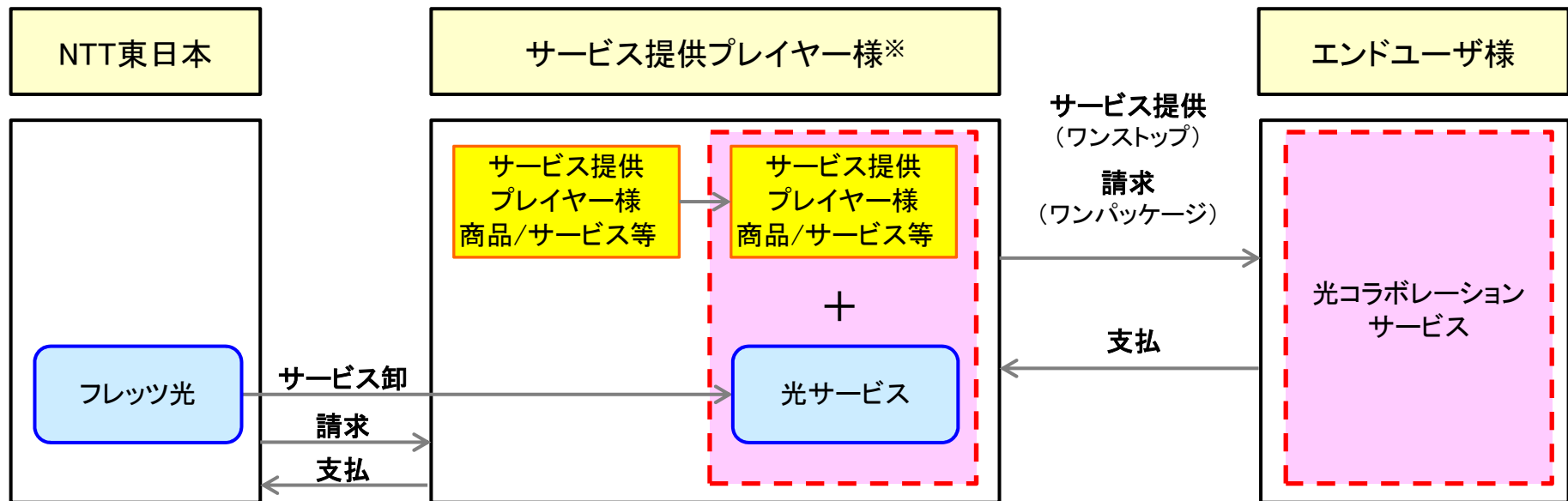
なお、本資料に記載している内容については今後変更となる可能性がございますのでご了承ください。

「光コラボレーションモデル」にご関心をお寄せいただいたプレイヤー様とは、機密保持契約を前提に料金や業務フロー等を含んだ詳細条件を提示させていただきますので、巻末のお問い合わせ先までご連絡ください。

平成26年10月16日
東日本電信電話株式会社

1. 「光コラボレーションモデル」とは

- 「光コラボレーションモデル」では、NTT東日本が提供している「フレッツ光」をサービス提供プレイヤー様に卸提供いたします。
- サービス提供プレイヤー様の商品/サービス等と光サービスとのパッケージ化により、新たな価値を創出することで、ICT市場の活性化を目指します。



※サービス提供プレイヤー様は電気通信事業者である必要があります。

【光コラボレーションモデルの特長】

- (1) 光の設備投資が不要であるため、光サービスを組み合わせた新たなサービスの事業化が容易です。
- (2) サービス提供プレイヤー様のブランド(サービス提供プレイヤー様のサービス)として、サービス提供プレイヤー様の商品/サービス等とのパッケージ化により、ワンストップでのサービス提供が可能となります。
- (3) サービス提供プレイヤー様のサービスとして、エンドユーザ様向け料金メニューの設定が可能となります。

2. 光コラボレーションモデルの対象サービス等

- サービス提供開始当初は、フレッツ光に加え、一部付加サービスについて提供を予定しています。
- 今後も、市場ニーズを捉えながら対象商品を拡大していく予定です。
- なお、ひかり電話や付加サービスのみを対象サービスとして利用することはできません。

【対象サービス】

必須	光 サービス	<ul style="list-style-type: none"> • フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ • フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ • フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ※1 • フレッツ 光ネクスト マンションタイプ • フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ • フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ※1 <p>(「フレッツ・v6オプション」相当の機能をあらかじめ利用できる状態で提供します。)</p> <p>※1 無線LANルータは含みません。ご希望により別途ご提供可能です。</p>
任意選択	ひかり電話	<ul style="list-style-type: none"> • ひかり電話(基本プラン、エース) • ひかり電話オフィス • ひかり電話オフィス・エース
	付加 サービス ※3	<ul style="list-style-type: none"> • リモートサポートサービス • フレッツ・テレビ伝送サービス※2

※2 放送サービスのご利用には別途放送事業者様とエンドユーザ様の契約が必要です。

※3 上記以外の付加サービスは原則、NTT東日本からエンドユーザ様に直接提供します。

【提供エリア】

NTT東日本がフレッツ 光ネクストをエンドユーザに提供しているエリアと同一のエリア

※フレッツ 光マイタウン ネクストエリアについては、提供対象外です。

※各自治体様とIRU契約を締結しているフレッツ 光ネクストエリアについては、提供にあたりNTT東日本と各自治体様との調整が必要です。

【提供単位】

1回線単位

3. サービス提供プレイヤー様との業務分担

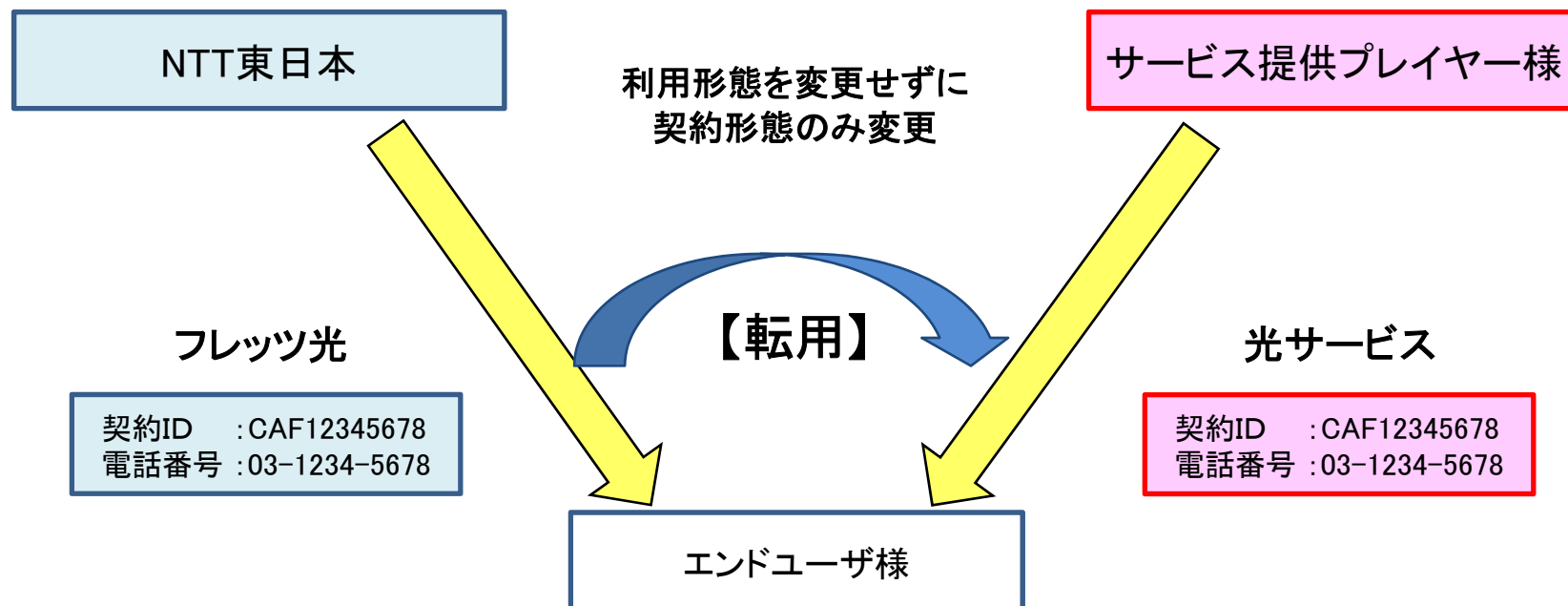
- 原則、サービス提供プレイヤー様がすべてのエンドユーザ様対応を実施します。
- サービス提供プレイヤー様のサービス提供開始以降に、エンドユーザ様から移転・廃止・品目変更等の申し出があった場合につきましても、サービス提供プレイヤー様がエンドユーザ様の対応を実施します。
- 開通工事や故障修理等の業務は、NTT東日本が実施します。
- NTT東日本が開通工事や故障修理等を円滑に実施するため、サービス提供プレイヤー様からエンドユーザ様の情報を提供していただき、当該目的に限定しNTT東日本において保持・利用させていただきます。
- サービス提供プレイヤー様の実施する業務の一部を、NTT東日本及びNTTグループ会社にて受託することも可能です。

	プロセス	実施主体	業務内容
	自社商品等 光サービス		
販売からサービス提供まで※	販売・受注	サービス提供プレイヤー様	<ul style="list-style-type: none"> サービス・商品のエンドユーザ様への販売、および注文受付
	注文受付		<ul style="list-style-type: none"> エンドユーザ様との注文内容の確認、および工事日調整
	契約内容通知		<ul style="list-style-type: none"> 「開通のご案内」等、エンドユーザ様に対する契約書面の通知
	開通工事	NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> 光サービスの開通工事
	料金請求・回収	サービス提供プレイヤー様	<ul style="list-style-type: none"> エンドユーザ様への料金請求・回収
アフターサポート	問合せ対応 等	サービス提供プレイヤー様	<ul style="list-style-type: none"> 技術サポート等、エンドユーザ様からの各種問合せ対応 故障申告に対しては、一次切り分けを実施のうえ、必要に応じてNTT東日本へ連絡
	故障修理	NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> 光サービスの故障修理

※移転・廃止・品目変更の場合も同様のフローとなります

4. フレッツ光からサービス提供プレイヤー様の光サービスへの移行について

- エンドユーザ様をご利用しているフレッツ光からサービス提供プレイヤー様が提供する光サービスに円滑に切替を行うため、フレッツ光をご利用中のエンドユーザ様のご利用環境を変更することなく、契約形態のみ変更する「転用」手続きを導入いたします。※1
- 転用前に利用していたフレッツ光の契約IDとひかり電話の電話番号は、転用後も変更なくご利用いただくこととなります。※2



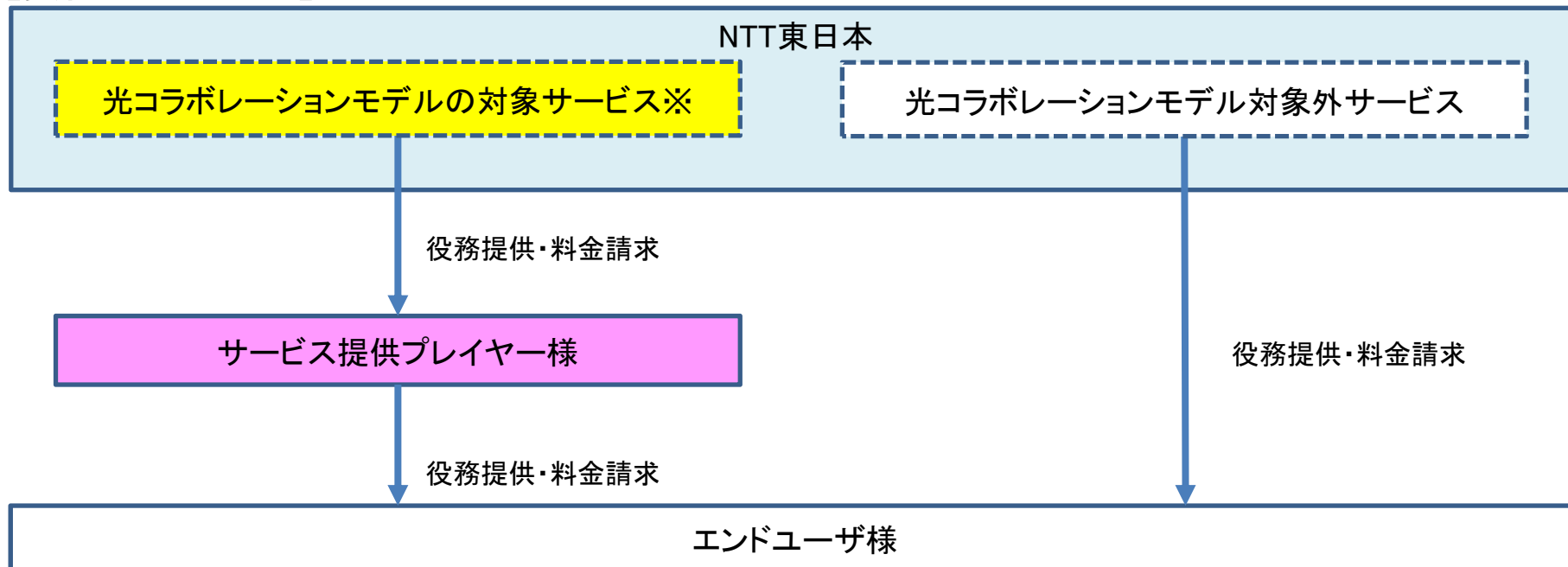
※1 光コラボレーションモデル対象外サービスについては、引き続きNTT東日本からご提供させていただきます。

※2 転用と同時に品目変更・移転がある場合、契約ID・ひかり電話の電話番号の変更、工事が発生する場合があります。

(参考) 光コラボレーションモデルにおける契約形態

- 転用のお申込みにおいて、エンドユーザ様の利便性を確保するために、サービス提供プレイヤー様が光コラボレーションモデルにて提供しない付加サービスについては、エンドユーザ様から廃止のお申込みがない限り、転用後も引き続きNTT東日本が直接エンドユーザ様にサービス提供します。
- 新規のお申込みにおいて、光コラボレーションモデル対象外の付加サービスについては、エンドユーザ様からNTT東日本に申込みがあった場合は、NTT東日本が直接エンドユーザ様にサービス提供します。

【契約形態イメージ】



※ 光コラボレーションモデル対象商品であった場合においても、サービス提供プレイヤー様が提供しない商品については、NTT東日本からエンドユーザ様へ直接提供いたします。

5. 卸料金等の設定に係る基本的な考え方

- 卸サービスの料金・工事費・手続き費の設定に係る基本的な考え方は、以下のとおりです。
- なお、具体的な料金水準等については、個々のサービス提供プレイヤー様との機密保持契約を前提に、個別協議において提示させていただく予定です

- 光コラボレーションモデルにおける光サービスの卸料金その他の提供条件については、サービス提供プレイヤー様やエンドユーザにとって使いやすく光ブロードバンドの需要を喚起できるようなものとしていく考えです。
- 卸サービスの工事や手続きに要する費用については、サービス提供プレイヤー様にご負担いただきます。
- 卸サービスの料金・工事費・手続き費については、すべてのサービス提供プレイヤー様に対して同一とし、公平性を確保していく考えです。

6. サービス提供プレイヤー様にご留意いただきたい事項

- サービス提供プレイヤー様は、光コラボレーションモデルをお申込みいただく際に、以下の事項についてご留意いただきます。

【留意事項】

- 以下の事項に当てはまる場合は、提供をお断りすることがあります。
 - 電気通信事業者の届出を行っていない場合
 - 反社会勢力に関与している、あるいは公序良俗に反する事業を営んでいる場合
 - 事業運営上支障が生じるなど当社の信用・利益を損なうおそれがある場合
 - 当社又は第三者の保障された権利(知財等)を害するおそれがある場合
 - 設備の大規模な改修を伴う等、技術的または経済的に著しく困難な場合
- 卸提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるとNTT東日本が判断した場合は、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により債務の履行の担保を求めることがあります。

【その他の制限事項】

自家利用の禁止	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供プレイヤー様が専ら自社(一定の基準を超える資本関係があるグループ会社など実態として同一の企業と考えられる場合を含みます)での利用を目的に卸サービスを利用することはできません。
相互接続等との併用時の扱い	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供プレイヤー様が、卸サービスの顧客情報を用いるなどして、意図的に卸サービスから相互接続または当社以外の設備を用いて提供される競合サービスへの移行を継続・反復的に行っている場合は、卸サービスの契約を解除し、違約金を適用させていただきます。
役務を再卸する場合の扱い	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供プレイヤー様が光サービスの再卸を希望される場合は、事前にお申出いただきエンドユーザ様に対する責任の範囲について別途協議させていただきます。● サービス提供プレイヤー様が提供するサービス等の販売を第三者に委託することは可能です。

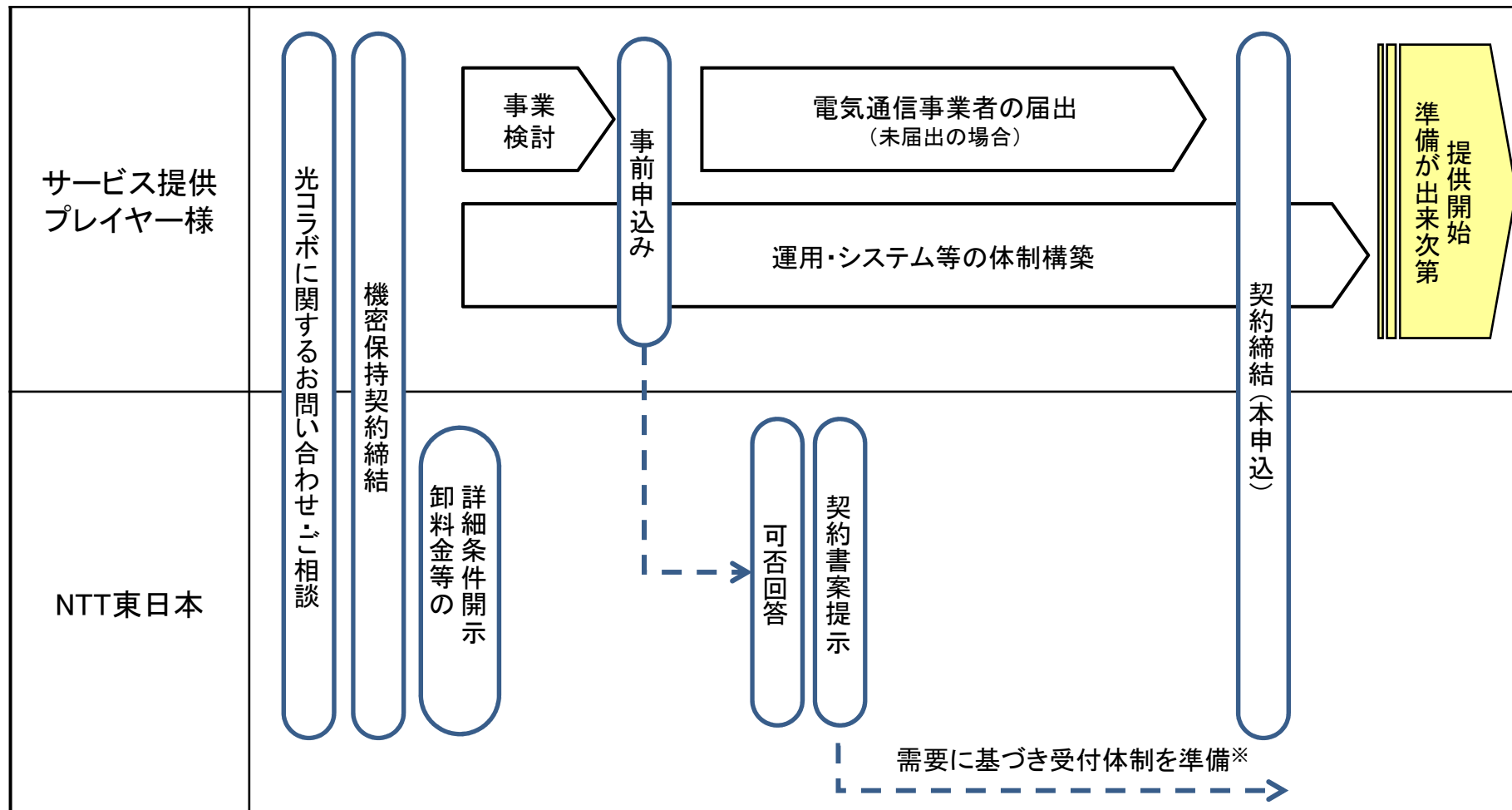
7. サービス提供プレイヤー様からNTT東日本等への業務委託

- サービス提供プレイヤー様が円滑に事業を開始できることを目的として、サービス提供プレイヤー様が実施する業務の一部をNTT東日本及びNTTグループ会社へ委託するスキームをご提供いたします。

プロセス		委託可能な業務	概要												
販売からサービス提供まで	<table border="1"> <tr> <td>自社商品等</td> <td>光サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">販売・受注</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注文受付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">契約内容通知</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開通工事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金請求・回収</td> </tr> </table>	自社商品等	光サービス	販売・受注		注文受付		契約内容通知		開通工事		料金請求・回収			—
	自社商品等	光サービス													
	販売・受注														
	注文受付														
	契約内容通知														
開通工事															
料金請求・回収															
	注文受付	注文受付業務	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プレイヤー様が受注したサービス卸対象のサービスについて、エンドユーザ様に対して注文内容の確認や工事日調整を行います。 												
	契約内容通知	「開通のご案内」発送業務	<ul style="list-style-type: none"> 「開通のご案内」を印刷・封入のうえ、エンドユーザ様へ送付します。 												
	開通工事		—												
	料金請求・回収	料金請求代行業務	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プレイヤー様が、エンドユーザ様に対して請求するサービス利用料について、料金請求・回収を代行します。 												
アフターサポート	問合せ対応等	故障受付業務	<ul style="list-style-type: none"> エンドユーザ様からの故障申告の受付および一次切分を行い、故障区間に応じてサービス提供プレイヤー様もしくはNTT東日本の該当部署に連絡します。 												
	故障修理		—												

8. サービス提供開始までの手続きの流れ

- サービス提供プレイヤー様がサービスを提供開始するまでの手続きの流れについては、以下のとおりです。



※ 需要数やシステム改修の有無等によっては準備に時間がかかる場合があります。

東日本電信電話株式会社
ビジネス開発本部

電話番号: 03-5359-7159

E-mail: hikari_collabo@ml.east.ntt.co.jp